

- 複雑な起動・作動モードの確認（かごの過速など非常走行時を想定した作動モードの確認、健全性の監視など）が必要な安全装置については、実際の機能を実地検査のみでチェックすることは困難。
- このため、全てのコードのチェック／（特定のモードを想定したうえで）事前のアルゴリズムの確認やストレステスト／コードの作成体制のチェック等の対応が必要となる。（規格適合とした場合を除く。）
（⇒いずれも主事等による対応は困難であり、高度な検証が必要とすべきではないか。）

戸開走行保護装置の審査方法の例

(委員限り)

【論理プログラムのアルゴリズムの例（取扱注意）】

(委員限り)

【誤動作・不作動に対するストレステスト結果の例（取扱注意）】

○ただし、例えば、スイッチ等の機構が単純なものについては、作動モードの想定が容易なので、途中マイコン化されている装置であっても、設置位置等を図面で確認したうえで、実際の機能は完了検査を用いて確認することは可能。

(⇒審査内容を主事等に委ねることは可能ではないか。)

リミットスイッチ・ファイナルリミットスイッチ（平成12年告示第1423号第2）

五 かご又はつり合おもりが昇降路の底部に衝突しそうな場合においてこれに衝突しないうちにかごの昇降を自動的に制御し、及び制止する装置

保守点検用スイッチ（平成12年告示第1429号第1）

四 かご内及びかごの上で駆動装置の動力を切ることができる装置を設けること。

【実際の審査方法のイメージ】

（確認審査時）

- ・スイッチの設置位置を確認する。
- ・スイッチの機構について確認する。（かごが通過することによりスイッチが作動する機構か等）
- ・回路構成を確認する（スイッチの接点が制御プログラムに取り込まれていること、制御プログラムから駆動装置に信号を発信するようになっていることを確認）

（完了検査時）

- ・かごの動作又は手動による押釦によりスイッチが作動し、制御プログラムを介して、かごが制止するかを実機により確認する。